

津市家具等転倒防止対策事業補助金交付要綱

平成18年1月1日訓第45号

改正 平成18年4月24日訓第186号

平成21年3月31日訓第28号

平成29年3月30日訓第26号

令和4年3月24日訓第12号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震による家具等の転倒及び移動に起因する圧死、負傷等の被害を未然に防ぐため、津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号。以下「規則」という。）の規定に基づき、補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「家具等」とは、居住の用に供されている住宅において生活の用に供する家具及び家庭用電気機械器具で、地震により転倒し、又は移動するおそれのあるものをいう。

2 この要綱において「取付者」とは、三重県木造住宅耐震診断講習を修了した者で特定非営利活動法人三重県木造住宅耐震促進協議会の会員であるもののうち、三重県木造住宅耐震補強マニュアル講習会を修了した者又はその者と同等の知識を有する者をいう。

(名称)

第3条 第1条の補助金は、「家具等転倒防止対策事業補助金」（以下「補助金」という。）と称する。

(交付の対象)

第4条 補助金は、自ら居住する住宅において家具等の固定のための金具等の取付け（取付者によるものに限る。）を行う本市の区域内に住所を有する者に対して、当該金具等の取付けに要する費用（金具等の材料費を含む。以下「補助対象経費」という。）をその対象として、これを交付するものとする。

(補助金の額等)

第5条 補助金は、補助対象経費の額に10分の9を乗じて得た額（次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を超えるときは、当該額）を限度

とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

- (1) 固定する家具等が 1 つの場合 6, 0 0 0 円
- (2) 固定する家具等が 2 つの場合 8, 0 0 0 円
- (3) 固定する家具等が 3 つ以上の場合 1 万円

2 前項の規定により算出された補助金の額に 1 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、一の住宅について同一年度につき 1 回を限度とする。

(交付申請の期限)

第 6 条 規則第 3 条第 1 項の別に定める期日は、補助事業を行う日の 1 0 日前とする。

(実績の報告)

第 7 条 規則第 1 2 条の規定による実績報告書（規則第 6 号様式）の提出は、補助事業が完了した日から起算して 3 0 日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了する日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えてこれを行わなければならない。

- (1) 補助対象経費を支払ったことを証する書類の写し
- (2) 施工前及び施工後の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓は、平成 1 8 年 4 月 2 4 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の津市家具等転倒防止対策事業補助金交付要綱の規定は、この訓の施行の日以後の申請にかかる補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この訓は、平成 1 8 年 4 月 2 4 日から施行する。

附 則（平成 2 1 年 3 月 3 1 日訓第 2 8 号）

(施行期日)

1 この訓は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の津市家具等転倒防止対策事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、この訓の施行の日（以下「施行日」という。）以降の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

（交付申請の期限の特例）

3 「施行日」から平成21年4月10日までの間に実施する補助事業に係る規則第3条第1項の別に定める期日は、「新要綱」第6条の規定にかかわらず、同年4月1日とする。

附 則（平成29年3月30日訓第26号）

この訓は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月24日訓第12号）

この訓は、令和4年4月1日から施行する。